

第 2 回 定 例 会

令和 5 年度 予算案 関係 資料

茨 城 県

I	令和5年第2回県議会定例会提出議案等一覧	-----	(1)
II	令和5年度6月補正予算案の概要		
	1 基本的な考え方	-----	(2)
	2 補正予算の規模	-----	(2)
	3 主な事業	-----	(2)
	4 債務負担行為	-----	(3)
	5 一般会計補正予算款別内訳（歳入）	-----	(1 2)
	6 一般会計補正予算款別内訳（歳出）	-----	(1 3)
III	債務負担行為一覧	-----	(1 4)
IV	条例その他の議案の概要	-----	(1 5)
V	報告事項	-----	(2 0)

予 算	1 件	(一般会計 1 件)
-----	-----	------------

条例その他	1 3 件	(条 例 6 件 その他 7 件)
-------	-------	-------------------

報 告	1 件	(専 決 1 件)
-----	-----	-----------

(注) この資料は、精査の結果異動が生じることがある。

I 令和5年第2回県議会定例会提出議案等一覧

(予 算)

- 1 令和5年度茨城県一般会計補正予算（第1号）

(条例その他)

- 1 職員の旅費及び費用弁償に関する条例及び特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 2 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 3 茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 4 茨城県県税条例の一部を改正する条例
- 5 民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例
- 6 茨城県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

Ⅱ 令和5年度6月補正予算案の概要

1 基本的な考え方

原油価格・物価高騰の影響を受ける、医療機関、福祉施設、畜産農家、特別高圧契約で受電する中小企業等に対する支援や、事業構造の転換につながる投資を促進するための事業のほか、県政の課題等へ対応するために、必要な予算を計上するもの。

2 補正予算の規模

(単位：百万円)

区分	現計 A	今回補正予算 B	補正後 計 A+B
一般会計	1, 292, 193	7, 924	1, 300, 117

・今回の補正予算に係る所要の一般財源については、一般財源基金からの繰入金を充当した。

3 主な事業

(単位：百万円)

(1) 原油価格・物価高騰対策

7, 799

① 事業者・生活者支援

4, 887

新 医療機関等物価高騰対策支援事業 860

(光熱費等の高騰の影響を受ける病院、診療所、薬局、施術所、助産所などに対する補助)

新 福祉施設等物価高騰対策支援関連事業 1, 318

(光熱費等の高騰の影響を受ける高齢者施設、障害者施設、児童養護施設などに対する補助)

新 私立学校等物価高騰対策支援関連事業 116

(光熱費等の高騰の影響を受ける私立の幼稚園、保育所、高等学校、看護師養成所などに対する補助)

新 特別高圧受電施設等電気料金支援事業 1, 765

(電気を特別高圧契約で受電する中小企業等に対する電気料金負担軽減のための支援)

新 乾牧草価格高騰激変緩和対策事業 752

(輸入乾牧草価格の高騰の影響を受ける酪農家などに対する補助)

新 交通事業者等原油価格高騰緊急支援事業 43

(燃料価格の高騰の影響を受ける地域鉄道、バス、タクシー、運転代行業者に対する補助)

新 学校給食等物価高騰対策事業 33

(県立学校における給食等の食材価格高騰分に対する補助)

② 事業構造の転換への支援	2, 9 1 2
新 いばらきエネルギーシフト促進事業 (再生可能エネルギーの導入のための設備整備を行う事業者に対する補助)	1, 9 5 1
・ アンモニアサプライチェーン構築実行可能性調査事業 (本県を起点としたアンモニアの広域供給に係る輸送方法調査の追加)	2 0
新 稼げる地域観光支援事業 (インバウンド向けコンテンツ造成及び高付加価値化に対する支援)	5 4 5
・ ひたちなか大洗リゾート構想推進事業 (大洗エリア・海門橋周辺エリアの交通渋滞緩和を図るための実証実験)	2 2
新 ITパスポート等取得支援事業 (労働生産性向上のため従業員のデジタルスキル向上に取り組む企業に対する補助)	2 4
新 飼料国内自給化緊急対策事業 (食品残渣の飼料化や自給飼料の生産拡大のための取組に対する補助)	2 3 9
・ 儲かる産地支援事業 (輸入に依存する麦・大豆の国産化や米粉用米の生産拡大のための機械・施設等に対する補助)	1 0 2
・ いばらきオーガニックステップアップ事業 (県産有機農産物の需要拡大に向けた差別化指標となる内容成分等の調査の追加)	9
(2) 県政の課題等への対応	1 2 5
・ わくわく茨城生活実現事業 (東京圏から本県への移住者の増加に伴う移住支援金の増)	1 2 5

4 債務負担行為

- ・ 豚熱経営対策緊急支援資金 2件 (7 1 百万円)

医療機関等物価高騰対策支援事業（新規）

【R5.6月補正予算額 860百万円】

保健医療部保健政策課保健所・医療大G (029-301-3129)

エネルギー価格の高騰により増大する医療機関等の負担を軽減し、健全な施設運営を図るため、光熱費等の負担が増大している医療機関開設者等に対して支援を行います。

【事業概要】 光熱費等の高騰による負担を軽減するため支援金を支給

【対象経費】 医療機関等の光熱費等の高騰分

【積算方法】 支給額 = R3光熱費等 × 17%（物価上昇率） × 1/2（6か月分） × 1/2

1 医療機関 (777百万円)

支給先：病院、診療所（医科・歯科）

※保険医療機関に限る

対象数：3,308施設



3 施術所 (43百万円)

支給先：施術所

※保険適用の施術を行う施設に限る

対象数：1,223施設



2 薬局 (32百万円)

支給先：薬局

※保険薬局に限る

対象数：1,333施設



4 助産所・歯科技工所等 (8百万円)

支給先：助産所、歯科技工所、
義肢製作所

対象数：654施設



福祉施設等物価高騰対策支援関連事業（新規）

【R5.6月補正予算額 1,318百万円】

福祉部福祉政策課保護G (029-301-3164)

長寿福祉課介護保険指導・監査G (029-301-3343)

障害福祉課自立支援G (029-301-3363)

青少年家庭課児童育成G (029-301-3258)

エネルギー価格の高騰により増大する施設の負担を軽減し、健全な施設運営を図るため、光熱費等の負担が増大している福祉施設事業者等に対して支援を行います。

【事業概要】 光熱費等の高騰による負担を軽減するため支援金を支給

【対象経費】 高齢者・障害者施設・児童養護施設等の光熱費等の高騰分

【積算方法】 支給額 = R3光熱費等 × 17%（物価上昇率） × 1/2（6か月分） × 1/2

1 高齢者施設 (1,011百万円)

支給先：高齢者施設等

対象数：4,121施設



3 児童養護施設等 (11百万円)

支給先：児童養護施設・里親等

対象数：37施設、
里親150組



2 障害者施設 (293百万円)

支給先：障害者施設等

対象数：2,915施設



4 保護施設（救護施設） (3百万円)

支給先：保護施設（救護施設）

対象数：5施設



私立学校等物価高騰対策支援関連事業（新規）

【R5.6月補正予算額 116百万円】

総務部総務課私学振興室 (029-301-2249)
 保健医療部医療局医療人材課人材育成G (029-301-3151)
 福祉部子ども政策局子ども未来課保育G (029-301-3243)

エネルギー価格の高騰により増大する私立学校等の負担を軽減し、健全な学校経営の維持を図るため、光熱費等の負担が増大している私立学校等に対して支援を行います。

【事業概要】 光熱費等の高騰による私立学校等の負担を軽減するため支援金を支給

【対象経費】 各学校・養成所・幼稚園等の光熱費等の高騰分

【積算方法】 支給額 = R3光熱費等 × 17%（物価上昇率） × 1/2(6か月分) × 1/2

1 私立高等学校等 (35百万円)

補助先：私立小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、専修学校、各種学校を設置する学校法人
 対象数：53法人86校



2 医療関係職種養成所 (3百万円)

補助先：看護師等養成所・その他医療関係職種養成所※を設置する法人（上記1の対象法人を除く）
※理学療法士課程、言語聴覚士課程、歯科衛生士課程、歯科技工士課程
 対象数：16法人16校



3 私立幼稚園・保育所等 (78百万円)

補助先：幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育施設・認可外保育施設を設置する法人及び個人（公立を除く）
 対象数：685法人1,033施設



特別高圧受電施設等電気料金支援事業（新規）

【R5.6月補正予算額 1,765百万円】

産業戦略部中小企業課経営支援室 (029-301-3550)

電気料金が高騰する中、国の電気料金支援の対象外となっている特別高圧契約で受電する中小企業（商業施設等の入居テナント含む）等に対し、電気料金の一部を支援します。

対象期間

- 2023年4月～9月分

対象施設

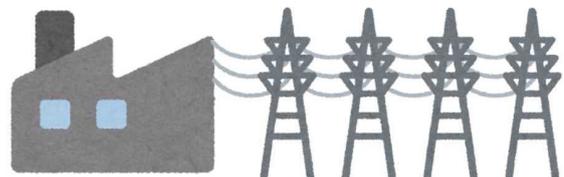
- 特別高圧契約で受電する中小企業（商業施設等に入居するテナント含む）等、病院

支援単価

- 3.5円/kWh（9月分のみ1.8円/kWh）
※国の支援単価（高圧）と同額

申請開始

- 2023年7月末頃～（予定）





乾牧草価格高騰激変緩和対策事業（新規）

【R5.6月補正予算額 752百万円】

農林水産部畜産課生産振興G (029-301-3993)

家畜の飼料となる輸入乾牧草の価格が高騰していることから、コスト上昇分の一部を支援することで、生産者の負担軽減を図ります。

【支援対象】

県内の酪農家、肉用牛農家

【支援内容】

（1）基本支援（定額）

輸入乾牧草価格高騰による1頭あたりのコスト上昇分の一部を補助

乳用牛：17,500円／頭 肉用牛：5,500円／頭

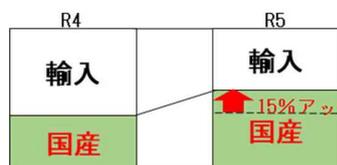
（2）上乗せ支援（定額）

国産飼料の利用拡大に取り組む生産者については、基本支援額に上乗せ補助

乳用牛：27,500円／頭（1）と合わせて、45,000円／頭

肉用牛：5,500円／頭（1）と合わせて、11,000円／頭

【上乗せ支援の要件イメージ】



飼料に占める国産飼料の給与割合を15%以上増やす生産者が対象



交通事業者等原油価格高騰緊急支援事業（新規）

【R5.6月補正予算額 43百万円】

政策企画部交通政策課地域交通G (029-301-2604)

原油価格の高騰により経営が厳しい中において、運行を継続している鉄道、バス、タクシー及び自動車運転代行の各事業者に対して支援を行います。

区分	鉄道	乗合バス	貸切バス	タクシー	自動車運転代行
対象	県内に路線がある地域鉄道事業者（4社）	県内の乗合バス事業者（11社）	県内の貸切バス事業者（約190社）	県内のタクシー事業者（約200社） <small>（福祉輸送限定事業者を除く。）</small>	県内の自動車運転代行業者（約350社）
支給額	年間走行距離等をもとに計算した額 	乗合バス車両1台につき15,000円 <small>（専ら市町村の委託等を受けて運行するコミュニティバス及び乗合タクシーの用にのみ供する車両を除く。）</small> 	貸切バス車両1台につき5,000円 	タクシー車両1台につき5,000円 <small>（福祉自動車を除く。）</small> 	随伴用自動車1台につき2,500円 
対象期間	2023年4月～9月（6か月分）				

学校給食等物価高騰対策事業（新規）

【R5.6月補正予算額 33百万円】

教育庁学校教育部保健体育課
健康教育推進室（029-301-5356）

県立学校における給食等の食材価格が高騰していることから、保護者の負担軽減を図るため、食材価格の高騰相当分を支援します。

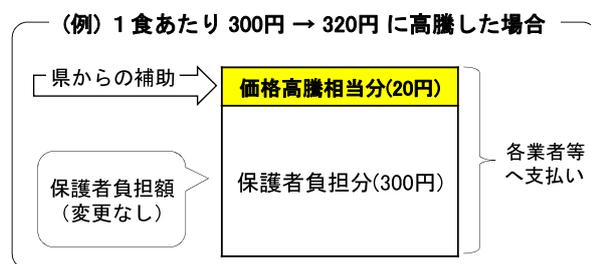
【事業内容】 学校給食等の食材価格高騰相当額を補助

【補助対象】 学校給食または舎食を提供する県立学校（47校）

- 中学校・中等教育学校（13校）
- 特別支援学校（23校）
- 夜間定時制高等学校等（11校）



【補助率】 10/10
（1食あたり20円を想定）



いばらきエネルギーシフト促進事業（新規）

【R5.6月補正予算額 1,951百万円】

県民生活環境部環境政策課
地球温暖化対策G（029-301-2939）

原油価格等の高騰が続くなか、全ての業種を対象として更なる再生可能エネルギーの導入を促進し、事業者の負担軽減を図るとともに、県内産業におけるエネルギーの転換を図ります。

○太陽光発電設備、蓄電池の導入支援

【事業内容】

- ・事業者が、県内事業所に太陽光発電設備、蓄電池を導入する際の経費の一部を補助
- ・再生可能エネルギーの導入促進による県内産業におけるエネルギーの転換

【対象】

- ・全ての業種を対象として、県内に事業所を設置（又は設置予定）している事業者

【対象設備】

- ・太陽光発電設備、蓄電池
- ※原則、発電した電気を自家消費すること

【補助金額（1,915百万円）】

設備	補助額	補助上限
太陽光	12万円/kW	1億2,000万円
蓄電池	9万円/kWh	「太陽光発電設備が8h発電する電気を蓄電できる容量」× 9万円/kWh



※R4年度事業と同スキーム
※対象設備の導入に係る経費については、要件を満たした場合、県融資制度等の活用も可能（補助金分除く）



アンモニアサプライチェーン構築実行可能性調査事業

【R5.6月補正予算額 20百万円】

産業戦略部技術振興局科学技術振興課
研究開発推進G (029-301-2499)

本県を起点とする広域アンモニアサプライチェーンの構築に向けて、内航船や貨車等による広域輸送に必要な設備や課題等の調査を実施します。

【内容】

アンモニアサプライチェーン基盤・設備整備に係る初期調査

○輸入バース及び共同貯蔵タンク適地調査【当初】

○国内におけるアンモニア輸送方法調査【拡充】

本県をカーボンニュートラル燃料拠点ハブとして、他地域への輸送方法を調査し、最適なSCデザインの基本情報を収集

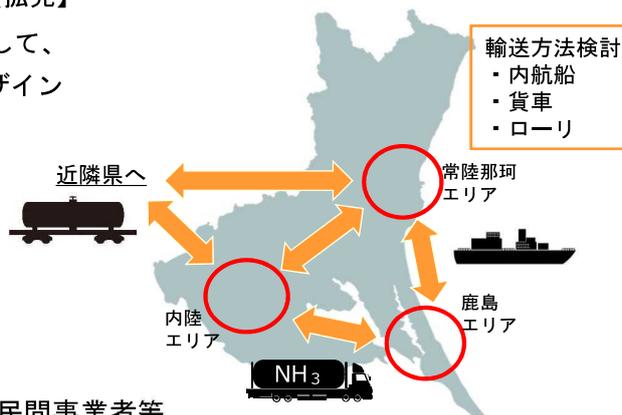
<調査項目>

- ✓ 必要設備と設備導入費用イメージ
- ✓ 設備導入・運用に関する規制
- ✓ 導入に向けた課題等の整理 等

【委託先】

アンモニアの供給・輸送等にノウハウのある民間事業者等

サプライチェーン構築イメージ



稼げる地域観光支援事業（新規）

【R5.6月補正予算額 545百万円】

営業戦略部観光物産課観光戦略G (029-301-3617)
国際観光課国際誘客G (029-301-3616)

アフターコロナにおける観光需要を効果的に観光地へ取り込み、地域の「稼ぐ力」を向上させるため、インバウンド向けコンテンツの新たな造成や国内向けコンテンツの転換・高付加価値化等を支援します。

1 事業内容

(1) インバウンドコンテンツ造成支援事業（450百万円）

	環境整備型	コンテンツ造成型
補助対象経費	フラッグシップとなるエリア整備費 ・ホテル街の街並み整備、古民家改修 ・観光DXシステム等の導入 など	フラッグシップとなるコンテンツ造成費 ・インバウンドに訴求する尖ったコンテンツの造成 ・国内コンテンツの転換・高付加価値化 など
事業者	観光協会等(DMO、商工会、地域団体等)	観光事業者等(観光協会、DMO、商工会、民間事業者等)
補助率	10/10 (50百万円/件 ※5件程度を想定)	10/10 (20百万円/件 ※10件程度を想定)

(2) 実現化のためのコーディネート業務（45百万円）

上記（1）に係るツアー造成・商品化など事業化に向けた伴走支援をインバウンドに精通する企業へ委託して実施

(3) インバウンド旅行者に向けたプロモーション（50百万円）

上記（1）のコンテンツの特性に合わせたインフルエンサー等を活用したプロモーションの実施

ひたちなか大洗リゾート構想推進事業

【R5.6月補正予算額 22百万円】

政策企画部地域振興課ひたちなか整備室 (029-301-2778)

観光産業が物価高騰等の影響を受けている現状を踏まえ、持続可能な観光の推進を図るため、令和4年度のひたちなか大洗地域の交通状況調査を踏まえた渋滞対策（実証実験）を追加実施し、観光客の周遊を促進するなど、利便性の向上につなげます。

○ ひたちなか大洗地域の交通渋滞対策（実証実験等）の追加実施

◆プローブデータ※を活用した情報提供看板設置

- ・ 内 容：目的地までの所要時間をリアルタイムで表示する情報提供看板を設置する等により迂回路利用促進
- ・ 実施場所：大洗エリア（新規）、海門橋周辺エリア（拡張）

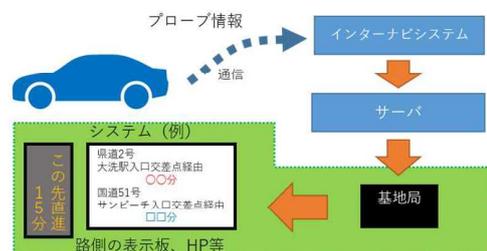
※GPSを搭載した自動車等から得られる移動軌跡情報

（海門橋周辺エリア分は、当初実施予定の「おさかな市場周辺」での駐車場入庫経路の分散・臨時駐車場への誘導等の実証実験から、エリアを拡張して実施）

<大洗エリアのイメージ>



<プローブデータ活用のイメージ>



ITパスポート等取得支援事業（新規）

【R5.6月補正予算額 24百万円】

産業戦略部産業人材育成課人材育成G (029-301-3653)

生産年齢人口の減少やデジタル化・脱炭素化の進展により、産業構造の抜本的な変革が見込まれる中、労働生産性の向上を図るため、従業員のデジタルスキル向上に取り組む企業を支援します。

<事業内容>

補助対象者	従業員のリスキリングに取り組む県内企業等
補助内容	<p>県内企業等が従業員に対し、以下の資格取得のための試験受験料や対策講座受講料を補助した場合、その試験受験料及び講座受講料等の一部を補助（ただし、合格した場合に限る。）</p> <p>【対象とする資格試験】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ITパスポート試験 ・ データサイエンティストリテラシーレベル検定（DS検定） ・ ジェネラリスト検定（G検定）
補助率 補助対象経費	<p>■補助率 中小企業：10/10、大企業：1/2</p> <p>■補助対象経費</p> <p>①試験受験料</p> <ul style="list-style-type: none"> ITパスポート試験：7,500円 DS検定：11,000円 G検定：13,200円 <p>②講座受講料等 講座、テキスト代 ※試験ごとに上限あり（60,000円以内）</p>



飼料国内自給化緊急対策事業（新規）

【R5.6月補正予算額 239百万円】

農林水産部畜産課生産振興G（029-301-3993）

輸入飼料から国産飼料への転換を図るため、食品残渣等の飼料化や自給飼料の生産拡大を支援します。

- 【支援対象】 ①農業者を含む多様な事業者で構成される任意組合等
②国産飼料の生産・活用に取り組む農業者（畜産農家、耕種農家、法人及び団体）

【支援内容】

- （1）ハード事業：食品残渣の飼料化、飼料の生産拡大に係る機械の導入に対する補助（1/2以内）
（2）ソフト事業：食品残渣を活用した飼料化の検討に要する経費への補助（1/2以内）
飼料を生産する農家等の耕作面積拡大の取組に対する支援（10,000円/10a）

養豚飼料への残渣活用



酪農飼料の自給化・残渣活用



儲かる産地支援事業

【R5.6月補正予算額 102百万円】

農林水産部産地振興課農産・特産振興G（029-301-3921）

本県農業を持続的に発展させていくため、輸入に依存する麦・大豆の国産化や米粉用米の生産拡大に取り組む農業者等を支援します。

- 【支援対象】
農業生産法人、認定農業者、営農集団、農協等

- 【支援内容】
国産化ニーズの高まりにより生産拡大が求められている麦・大豆や、輸入に依存している小麦の代替として期待されている米粉について、実需者が求める品種導入や、実需者との直接取引により生産拡大等を進めるために必要な機械・施設の整備を支援

- 【対象品目】
麦、大豆、米粉用米

- 【補助率】
1/2以内

対象となる整備事例

汎用コンバイン



農業用ドローン



GPS田植機



色彩選別機





いばらきオーガニックステップアップ事業

【R5.6月補正予算額 9百万円】

農林水産部農業技術課持続的農業推進G (029-301-3931)

肥料等資材価格高騰下で、有機農産物の付加価値向上とさらなる生産拡大に向け、明確な知見が得られていない有機農産物の内容成分の特長について、調査研究を実施します。

【目的】

有機農産物の内容成分の特長を把握し、販売に活用することで有機農産物の需要を喚起し、本県有機農業の取組を拡大



【実施内容】

有機野菜に含まれる抗酸化物質※の含有量や抗酸化力（活性酸素の消去能力）を分析・評価



【対象品目】

本県有機農産物で栽培が多い葉菜類と根菜類について、緑黄色野菜と淡色野菜を選定
〈予定品目：コマツナ、レタス、ニンジン、カブ〉

※生活習慣病や老化の原因となる活性酸素の発生やその働きを抑制したり、活性酸素そのものを取り除く物質（例：ポリフェノール、カロテノイド等）



わくわく茨城生活実現事業

【R5.6月補正予算額 125百万円】

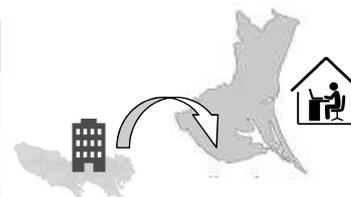
政策企画部計画推進課移住推進G (029-301-2536)

東京圏から本県への移住を促進するため、移住支援金を拡充します。

※東京圏：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県（条件不利地域を除く）

移住支援金の拡充（支給件数の増）

	R5当初分 (A)	補正分 (B)	計 (A+B)
世帯 (件)	60件	102件	162件
子育て加算 (人)	84人	80人	164人
単身 (件)	40件	55件	95件



補助額	100万円/世帯（子育て世帯加算 + 最大100万円/18歳未満の世帯員）、60万円/単身（負担割合：国1/2、県1/4、市町村1/4）
対象者	次の2つの要件を満たす者 (1) 東京23区在住者 ^(※) 又は東京23区へ通勤する東京圏在住者 ^(※) で本県に移住した者 ※いずれも直前に連続して1年以上かつ直前の10年間のうち通算5年以上 (2) 以下のいずれかの要件を満たすこと ① 県内企業への就職：県が運営するマッチングサイトに掲載された対象中小企業等に就業した者 ② 県内での起業：県で実施する地域課題起業支援金の交付決定を受けた者 ③ テレワーク移住 ④ 関係人口：各市町村が設定した要件 (例) 移住体験ツアーなど県や市町村が実施する事業への参加者 「いばらきふるさと県民制度」の登録者等
申請時期	移住後3か月以上1年以内に市町村に申請

5 一般会計補正予算款別内訳（歳入）

（単位：百万円）

款名	補正前の額 (A)	今回補正額 (B)	計 (A+B)
県税	426,831	—	426,831
地方消費税清算金	143,781	—	143,781
地方譲与税	54,518	—	54,518
地方特例交付金	2,000	—	2,000
地方交付税	196,368	—	196,368
交通安全対策特別交付金	736	—	736
分担金及び負担金	8,151	—	8,151
使用料及び手数料	15,838	—	15,838
国庫支出金	164,712	7,882	172,594
財産収入	1,972	—	1,972
寄附金	132	—	132
繰入金	45,927	42	45,969
繰越金	5,000	—	5,000
諸収入	142,300	—	142,300
県債	83,927	—	83,927
計	1,292,193	7,924	1,300,117

6 一般会計補正予算款別内訳（歳出）

（単位：百万円）

款名	補正前の額 (A)	今回補正額 (B)	計 (A+B)
議会費	1,681	—	1,681
総務費	41,276	—	41,276
企画開発費	14,145	190	14,335
生活環境費	6,576	1,951	8,527
防災・危機管理費	4,985	—	4,985
保健医療費	137,445	863	138,308
福祉費	126,163	1,396	127,559
労働費	2,760	—	2,760
農林水産業費	40,533	1,102	41,635
営業戦略費	6,328	545	6,873
立地推進費	19,755	—	19,755
商工費	121,269	1,809	123,078
土木費	100,254	—	100,254
警察費	62,625	—	62,625
教育費	258,575	68	258,643
災害復旧費	842	—	842
公債費	162,309	—	162,309
諸支出金	182,672	—	182,672
予備費	2,000	—	2,000
計	1,292,193	7,924	1,300,117

Ⅲ 債務負担行為一覧

[一般会計]
(新規分)

事 項	事 業 内 容	期 間	限 度 額
豚熱経営対策緊急 支援資金利子補給	茨城県豚熱経営対策緊急支援資金利子補給金交付要項に基づき、金融機関が農業者に対し、令和5年度において資金を貸し付けたときは、県は当該金融機関に対し利子補給する。	令和6年度	融資総額7千万円の融資残高に対し、茨城県豚熱経営対策緊急支援資金利子補給金交付要項に定める利子補給率を乗じて得た額
豚熱経営対策緊急 支援資金損失補償	茨城県豚熱経営対策緊急支援資金制度に基づき、金融機関が農業者に対し、資金を融資し、当該資金に損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該金融機関と締結する。	自 令和5年度 至 令和6年度	70,000千円

IV 条例その他の議案の概要

議 案	内 容
<p>(人事課) 職員の旅費及び費用弁償に関する条例及び特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>外国出張の宿泊料の額を実態に即した額とするため、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>職員が渡航する頻度の高い出張先の宿泊料について、実態に即した額を設定するもの (一般職の主なもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シンガポール：全職員 28,000 円（現行の宿泊料 19,300 円） ・ニューヨーク：全職員 48,900 円（現行の宿泊料 19,300 円） ・台 湾：全職員 19,100 円（現行の宿泊料 11,600 円） <p>※ 現行の宿泊料の額は、正課長級～係長級の額を例示</p> <p style="text-align: right;">（施行日 公布の日）</p>
<p>(人事課) 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>鳥インフルエンザ等の発生状況を踏まえて家畜等取扱手当を見直す等、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 鳥インフルエンザ等の家畜伝染病が頻発している状況を踏まえ、家畜等取扱手当を増額するもの <p style="margin-left: 2em;">1,520 円の範囲内で人事委員会規則で定める額 →4,000 円の範囲内で人事委員会規則で定める額</p> 2 新型コロナウイルス感染症の5類移行等を踏まえ、保健衛生業務手当について、支給額等を見直すとともに新たな感染症にも迅速に対応できるよう改正するもの <p style="text-align: right;">（施行日 公布の日）</p>
<p>(財政課) 茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例</p> <p>知事印を押印した許可書等を電子メール等で受けることを選択した者のためにする事務の手数料の額を定めるため、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>知事印を押印した許可書等を電子メール等で受けることを選択した者のためにする事務は、当該通知を書面により受ける場合と比較して郵送料等の費用を必要としないことから、当該費用に相当する額を含まない手数料の額を設定するもの</p> <p>(主なもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業権免許申請手数料 3,440円 (書面により通知する場合(現行) 3,700円) ・産業廃棄物処分業許可申請手数料 99,850円 (書面により通知する場合(現行) 100,000円) ・解体工事業者登録申請手数料 32,990円 (書面により通知する場合(現行) 33,000円) <p style="text-align: right;">（施行日 令和5年7月1日）</p>

議 案	内 容																																				
<p>(税務課) 茨城県県税条例の一部を改正する条例</p> <p>地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自動車を取得する際に課される自動車税の税率区分について、環境性能が優れている自動車に対して優遇措置が働くよう自動車の燃費に関する基準の達成度に係る要件を3年間で段階的に引き上げるもの 2 現在、県税事務所等で掲示することによって行う公示送達について、ウェブサイト等に掲載することによって行うことができるように改正するもの 3 その他所要の改正 <p style="text-align: right;">(施行日 令和6年1月1日外)</p>																																				
<p>(福祉政策課) 民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例</p> <p>民生委員の定数と現員数との乖離の是正のため、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>定数を削減した長期欠員状態にあった地区等について、候補者が見つかった土浦市等7市の定数増及び新たに長期欠員状態となった地区のある東海村の定数減</p> <table border="1" data-bbox="667 936 1380 1249"> <thead> <tr> <th>市町村</th> <th>改正後</th> <th>現行</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土浦市</td> <td>240</td> <td>239</td> <td>+1</td> </tr> <tr> <td>古河市</td> <td>226</td> <td>225</td> <td>+1</td> </tr> <tr> <td>竜ヶ崎市</td> <td>119</td> <td>118</td> <td>+1</td> </tr> <tr> <td>取手市</td> <td>192</td> <td>191</td> <td>+1</td> </tr> <tr> <td>潮来市</td> <td>73</td> <td>72</td> <td>+1</td> </tr> <tr> <td>筑西市</td> <td>217</td> <td>216</td> <td>+1</td> </tr> <tr> <td>小美玉市</td> <td>89</td> <td>88</td> <td>+1</td> </tr> <tr> <td>東海村</td> <td>61</td> <td>62</td> <td>△1</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(施行日 令和5年12月1日)</p>	市町村	改正後	現行	増減	土浦市	240	239	+1	古河市	226	225	+1	竜ヶ崎市	119	118	+1	取手市	192	191	+1	潮来市	73	72	+1	筑西市	217	216	+1	小美玉市	89	88	+1	東海村	61	62	△1
市町村	改正後	現行	増減																																		
土浦市	240	239	+1																																		
古河市	226	225	+1																																		
竜ヶ崎市	119	118	+1																																		
取手市	192	191	+1																																		
潮来市	73	72	+1																																		
筑西市	217	216	+1																																		
小美玉市	89	88	+1																																		
東海村	61	62	△1																																		
<p>(交通総務課) 茨城県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例</p> <p>道路交通法等の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>電動キックボード等の特定小型原動機付自転車の交通方法等が整備され、違反行為を繰り返す者に対する講習が創設されたことに伴う手数料の新設 講習1時間について 2,000円</p> <p style="text-align: right;">(施行日 令和5年7月1日)</p>																																				